

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第693号

2014年(平成26年)12月11日

藤沢市教育委員会
委員長 井上 公基 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

学校給食の企画，運営及び指導に関することに係る一般的制限，本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2014年11月21日付けで諮問(第693号)された学校給食の企画，運営及び指導に関することに係る一般的制限，本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第8条第1項第4号の規定による社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (3) 条例第12条第4項の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (4) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (5) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。
- (6) 条件については、「3 審議会の判断理由」に述べるところによるものとする。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり，社会的差別の原因となる個人情報を取り扱う必要性，必要な個人情報を本人以外のもの

のから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由，目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ア 学校給食費について

学校給食に係る経費については，学校給食法第11条に基づき，光熱水費等の調理施設の維持管理費及び調理員等の人件費は市が負担し，これ以外の経費である食材費（以下「学校給食費」という。）は，学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が負担することとなっている。

本市では，市立小学校（35校）及び特別支援学校（1校）において学校給食を実施しており，学校給食費は，小学校及び特別支援学校小学部児童が月額4,100円，特別支援学校中学部及び高等部生徒の給食費が月額4,800円となっている。また，食物アレルギー等により牛乳の飲用を止められている場合は，小学校及び特別支援学校小学部児童が月額3,320円，特別支援学校中学部及び高等部生徒の給食費が月額4,020円となっている。

イ 徴収管理における課題

現在，本市の学校給食費は，各学校給食実施校が口座振替若しくは現金で徴収管理を行い，食材業者へ直接支払いを行う会計処理（以下「私会計」という。）を行っているが，学校現場において，次のような課題を抱えている。

- (ア) 学校給食費の徴収，食材の購入，及び支払いは各学校で行っているが，法的に管理者が明確でない。
- (イ) 教職員が毎月集金，集計，食材費の支出管理及び未納者へ対する督促業務を行っており，当該業務が負担となっていることで，教育活動に充てる時間の確保が図れない。
- (ウ) 現金での集金は，安全管理上の問題がある。
- (エ) 未納金の状況により，食材業者への支払いが遅延する。

ウ 課題への対応

そこで，各学校で執行している学校給食費に係る業務を市（学校給食課）で一括管理し，会計処理を現在の私会計から本市の歳入歳出予算に計上する会計処理（以下「公会計」という。）へ移行することにより，次のとおり課題の解決を図ることとした。

- (ア) 学校給食費を市の予算に位置づけ，予算，決算，監査等，市の会計ルールに基づいて管理及び運用を行うことにより，会計の透明性及び公平性を向上させる。
- (イ) 学校給食費の徴収，集計，食材費の支出管理及び未納者

に対する督促業務を市（学校給食課）が一括管理することで、これまで各学校の教職員にかかっていた負担を軽減し、教育時間の確保を図る。

- (ウ) 学校での現金収受をなくし、安全性を確保する。
- (イ) 学校指定の金融機関のみで行っている口座振替を、市の指定金融機関等から選択できるようにし、保護者の利便性の向上を図る。
- (オ) 市契約規則に則った執行管理により、遅滞なく食材業者への支払いを行う。

エ 公会計化で必要となる業務

学校給食費の公会計化によって、これまで各学校が給食費の徴収から管理まで行っていた業務を、市が一括して行う。このため、学校給食課では、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の振替口座の登録・管理業務並びに給食費の管理業務が新たに必要になる。

これらの業務の開始にあたっては、まず、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者に対し「口座振替依頼書」の提出を求める必要があるが、平成26年度の卒業生を除く在校生及び平成27年度の新1年生の保護者約2万3千人に対して確実に配布し、回収するためには、既に市内の児童及び生徒の情報について把握し、体系的に管理している学務保健課の学齢簿の情報を利用することが必要かつ合理的であると考えられる。

次に、提出された口座振替依頼書に基づき、口座情報の登録・管理並びに給食費の管理（給食費月額管理並びに収納状況の管理）を行うが、膨大な件数の情報を迅速かつ適正に処理する必要があり、コンピュータ処理が不可欠であることから、給食費管理システムを導入し、事務作業を効率化し、業務担当者の負担軽減を図りたいと考えている。

以上の業務を行うことから、一般的制限の事項に係る個人情報を取扱うこと、個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、個人情報を目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略及びコンピュータ処理について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り意見を求めるものである。

なお、保護者の振替口座の登録業務は、今後も児童又は生徒の入学、転入等により随時必要となるので、学務保健課の学齢簿の情報を利用することについて、包括的な承認を求める。

(2) 一般的制限の事項に係る個人情報を取扱うことについて

給食費月額は、牛乳の飲用の有無によって金額が異なることから、間接的に病歴に関する個人情報（食物アレルギー情報）が推察できる。これは、個人情報保護条例第8条第1項第4号の社会的差別の原因となる事項に該当するものと思われるが、食物アレルギー等により牛乳を飲用しない児童・生徒の保護者には届出を義務付けており、給食費を管理す

る上で不可欠な情報であるため、取扱いを行うものである。

- (3) 本人以外のものから収集し、目的外利用する個人情報の項目について必要とする個人情報は、学齢簿の記載事項のうち、次の3項目である。

学校名，学年，児童・生徒氏名

- (4) 個人情報を本人以外のものから収集することの必要性及び目的外に利用することの必要性について

口座振替依頼書を配布するために必要な個人情報は、平成26年度の卒業生を除く在校生及び平成27年度の新1年生並びに保護者に関する情報である。対象者は約2万3千人にのぼり、全員の個人情報を本人から個別に収集するとするならば、莫大な時間、労力、費用を要する。

また、情報の収集段階で手間取ってしまうと、収集後に口座情報の登録までを行う業務の執行に著しい支障がある。

さらに、後述のとおり、本業務はコンピュータ処理にて行うため、既に個人情報を電子データで保有している学務保健課の情報を利用することが合理的である。

以上のことから、迅速かつ合理的に業務を進めるためには、既に市内の児童及び生徒の情報について把握し、体系的に管理している学務保健課の個人情報を目的外利用する必要があると考える。

なお、給食指導のために児童生徒と共に給食を受ける教職員についても、給食費徴収のために口座登録が必要になるが、教職員の口座振替依頼書は、直接本人に配布し、個別に収集する。

- (5) 個人情報の受取り方法と事務処理について

ア 受取り方法

平成26年度の卒業生を除く在校生及び平成27年度の新1年生の情報については、学務保健課がコンピュータで管理している学齢簿のデータベースから、学校給食課が必要とする3項目をCSVファイルで抽出後、パスワード設定や生体認証などが可能な媒体(USBメモリを予定)に保存し、双方の職員同士が直接受渡しを行う。

また、給食費管理システムの本稼働後、平成28年度以降の新入生や転入等により随時処理を行う児童及び生徒の情報については、学齢簿のデータベースからオンラインで給食費管理システムに取込むことにより、外部媒体に出力することなく、個人情報の受取りを行う。

イ 受取り後の事務処理

受領した情報をラベルシールに印刷し、口座振替依頼書に貼り付けて、対象者(保護者)に対し、次のとおり配布する。

- (ア) 平成26年度の卒業生を除く在校生の保護者に対しては、各学校経由で配布する。保護者は、学校から配布された口座振替依頼書に口座番号等の必要事項を記入し、個人情報保護用の目隠しシールを貼り、学校に提出する。学校は、提出状況をクラ

ス名簿で照合の上，学校給食課へ提出する。

(4) 平成27年度以降の新入生の保護者に対しては，各学校の入学説明会で配布し，入学式に学校で回収する。学校は，提出状況をクラス名簿で照合の上，学校給食課へ提出する。

(6) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び個人情報を目的外利用することに伴う本人通知の省略について

今回収集し利用する個人情報は，約2万3千件になることから，通知すべき相手が多く，通知する費用や事務量が過分に必要となり，事務処理の効率性が著しく損なわれることから，事前の個別通知は省略するが，口座振替依頼書を配布する際に「個人情報を本人以外のものから収集し，目的外利用すること」についての通知文書を同封することで，対象者（保護者）に対して周知を行う。

(7) 個人情報のコンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性

口座振替依頼書の配布時に取扱う情報の件数は，口座振替依頼書を提出する児童及び生徒の保護者の情報約2万3千人分になる。

また，口座登録及び給食費管理業務で取扱う情報の件数は，教職員約1,500人分の情報が加わり，合計約2万4千500人分ののぼる。

これを紙ベースで処理するとしたならば，膨大な時間と人員を要し，限られた時間及び費用の中で迅速かつ正確に管理することは不可能であることから，コンピュータ処理をすることが必要である。

なお，口座振替依頼書のデータ化については，膨大な件数を処理するため，専門の業者に委託し，効率的な事務の運用を図る。

イ コンピュータ処理を行う個人情報の項目（11項目）

学校名，学年，児童・生徒氏名，保護者氏名，保護者住所，金融機関名，口座番号，口座名義人氏名，口座名義人住所，給食費月額，収納状況

ウ システムの概要

(ア) 導入システム

藤沢市給食費管理システム

(イ) 機器構成

a サーバ1台（藤沢市総合防災センター5階，IT推進課室内に設置）

b 操作用パソコン3台（学校給食課に設置）

既設の学齢簿システムのサーバを利用

エ 口座振替に関する情報に係るコンピュータ処理について

口座振替に関する情報については，各金融機関とオンラインでデータの送受信を行う。

このコンピュータ処理については，納税課が平成26年3月27日

付で藤沢市個人情報保護制度運営審議会において諮問（第647号）し、4月10日付答申において承認されているが、コンピュータ処理の対象となる税・料に新たに学校給食費を追加して、処理を行うものである。

(ア) 処理内容

学校給食課が学校給食費管理システムに口座情報を登録し、その登録情報から口座振替業務に必要なデータをIT推進課が抽出し、納税課に送信する。納税課から各金融機関へのデータ伝送は、納税課が専門業者に業務委託を行っており、納税課から受託業者へ専用回線により送信し、受託業者はそのデータを各金融機関に振り分け、振替期日に間に合うよう各金融機関へ送信する。振替手続き終了後は、各金融機関は振替処理結果を受託業者に送信し、受託業者は振替処理結果のデータと口座振替データを結合し、納税課へ送信する。納税課はそのデータをIT推進課へ送信し、IT推進課が業務システムへ反映させる。

(イ) コンピュータ処理する項目

種目、期別、納付義務者（保護者）氏名、給食費月額、金融機関名、支店名、金融機関コード、支店コード、口座番号、預金種目、口座名義人

(ウ) データ転送に関する安全対策

納税課が受託業者とデータを送受信する端末は、ID・パスワードを設定し、操作できる職員が限定されている。

また、受託業者と納税課との間のデータの伝送にはLG-WAN回線（総合行政ネットワーク）を使用し、受託業者と各金融機関との間の伝送にはISDN回線の専用回線を使用することで、外部からの不正アクセス及び個人情報の漏洩を防止している。

オ 安全対策

(ア) 学校給食課の安全対策について

- (a) 給食費管理システムは、学務保健課のデータベースからデータの取込みを行うが、アカウント設定により、必要なデータ以外へのアクセス権限を付与しない。
- (b) サーバ室に設置されているサーバにアクセスする際は生体認証を設定するとともに、サーバに接続する際及び給食費管理システムにもパスワードを設定し、使用を所属長に許可された必要最小限の学校給食課職員に限定する。
- (c) 当該個人情報について、本業務以外の目的で使用しない。また、第三者への提供は行わない。
- (d) USBメモリ等の媒体を使用する場合、パスワード設定や生体認証などが可能な物を使用する。
- (e) 媒体の管理については、管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように施錠可能なキャビネットに保管する。

- (f) 業務終了により不要になったデータは、速やかに消去する。
なお、卒業生のデータは、卒業後2年間保管し、削除する。
- (g) やむを得ず紙に出力したデータについては、シュレッダーなどにより確実に速やかに廃棄する。
- (1) データ入力業務委託先に求める安全対策について
 - (a) プライバシーマーク及びISMS又はこれと同等と市が認める資格を取得していること。
 - (b) 作業場所が機械警備・監視カメラ・有人監視・IDカードの導入等によるセキュリティ管理がなされていること。
 - (c) サーバを管理している保管施設への入退室は関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録すること。
 - (d) 業務責任者及び従事者についての名簿を提出すること。
 - (e) 作業現場への職員の立会いが可能であること。さらに緊急時や確認が必要なときに、藤沢市役所から公共交通機関により2時間以内で移動可能な場所に作業場所を設置すること。
 - (f) 端末操作についてはユーザーID及び暗証番号による認証を行い、端末操作を関係職員に限定すること。
 - (g) 暗証番号は定期的に変更するとともにアクセスログを記録すること。
 - (h) 個人情報端末には保存せず、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理すること。
 - (i) 作業を行う端末等については、外部ネットワークと接続しないこと。
 - (j) 端末については、コンピュータウイルス対策ソフトを利用し、最新のウイルスパターンを適用し、ウイルス対策を施すこと。
 - (k) やむを得ず紙に出力したデータについては、作業室内でシュレッダーなどにより確実に速やかに廃棄すること。
 - (l) データの受け渡しについては、パスワード管理や生体認証などが可能な媒体を使用し、双方の職員同士が直接受け渡しを行うと共に、媒体については紛失しないよう施錠が可能な専用ケース等に収納して複数人で運搬する。また、その際には受け渡し簿を作成し、双方で確認する。
 - (m) 通知書等を運搬する際は容器に収納し、事故等の際にも散乱しないよう、措置を講じること。
 - (n) 業務委託後は速やかにデータを消去し、記録媒体等があるときは、専用ソフトでデータ消去し完全に復元できないようにするか、シュレッダーなどにより、データを復元できないように処理をして廃棄すること。また、その際は廃棄証明書を提出すること。
 - (o) 提供する情報については、市の許諾なくして複写又は複製しないこと。
 - (p) 関係職員については個人情報に関する必要な研修及び指導を行う

とともに、個人情報管理が適正に行われているか点検を行うこと。
(q) 守秘義務違反に関する責任の所在を明確にするとともに、業務従事者に周知徹底すること。

(r) 取り扱う全ての情報に対して、不正な持ち出し、改ざん、破壊、紛失、漏洩などが行われないよう管理を徹底すること。

以上、個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」、「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(8) 実施時期

2015年（平成27年）1月以降

(9) 提出資料

- ア システム概略
- イ 個人情報取扱事務届出書
- ウ 口座振替依頼書（案）
- エ 藤沢市学校給食費に関する条例（案）
- オ 賃貸借契約書・仕様書（案）
- カ 業務委託契約書・仕様書（案）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(5)までのとおりの判断をするものである。

(1) 社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性について

実施機関は社会的差別の要因となる事項を取り扱う必要性について、次のように述べている。

給食費月額、牛乳の飲用の有無によって金額が異なることから、間接的に病歴に関する個人情報（食物アレルギー情報）が推察できる。これは、個人情報保護条例第8条第1項第4号の社会的差別の原因となる事項に該当するものと思われるが、食物アレルギー等により牛乳を飲用しない児童・生徒の保護者には届出を義務付けており、給食費を管理する上で不可欠な情報であるため、取扱いを行うものである。

以上のことから判断すると、社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

実施機関は個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について、次のように述べている。

口座振替依頼書を配布するために必要な個人情報は、平成26年度の卒業生を除く在校生及び平成27年度の新1年生並びに保護者

に関する情報である。対象者は約2万3千人にのぼり、全員の個人情報に本人から個別に収集するとするならば、莫大な時間、労力、費用を要する。

また、情報の収集段階で手間取ってしまうと、収集後に口座情報の登録までを行う業務の執行に著しい支障がある。

さらに、後述のとおり、本業務はコンピュータ処理にて行うため、既に個人情報を電子データで保有している学務保健課の情報を利用することが合理的である。

以上のことから、迅速かつ合理的に業務を進めるためには、既に市内の児童及び生徒の情報について把握し、体系的に管理している学務保健課の個人情報を目的外利用する必要があると考える。

なお、給食指導のために児童生徒と共に給食を受ける教職員についても、給食費徴収のために口座登録が必要になるが、教職員の口座振替依頼書は、直接本人に配布し、個別に収集する。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。

- (3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

実施機関では個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する理由及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する理由について、次のように述べている。

今回収集し利用する個人情報は、約2万3千件になることから、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから、事前の個別通知は省略するが、口座振替依頼書を配布する際に「個人情報を本人以外のものから収集し、目的外利用すること」についての通知文書を同封することで、対象者（保護者）に対して周知を行う。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

- (4) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関は、コンピュータ処理を行う必要性について次のように述べている。

口座振替依頼書の配布時に取扱う情報の件数は、口座振替依頼書を提出する児童及び生徒の保護者の情報約2万3千人分になる。

また、口座登録及び給食費管理業務で取扱う情報の件数は、教職員約1,500人分の情報が加わり、合計約2万4千500人分にのぼる。

これを紙ベースで処理するとしたならば、膨大な時間と人員を要し、限られた時間及び費用の中で迅速かつ正確に管理することは不可能であることから、コンピュータ処理をすることが必要である。

なお、口座振替依頼書のデータ化については、膨大な件数を処理するため、専門の業者に委託し、効率的な事務の運用を図る。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関が説明要旨(7)オ(ア)(a)から(g)及びオ(イ)(a)から(r)において示す安全対策は次のとおりである。

(ア) 実施機関の安全対策

(オ(ア)(a)から(g)(以下(a)から(g)という))

(a) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (a), (b)

(b) 利用後にデータを確実に消去するための措置 (f)

(c) 利用時に不必要となった個人情報確実に廃棄するための措置 (g)

(d) データ媒体の安全性を高めるための措置 (d), (e)

(e) 実施機関の安全対策を高めるための措置 (c)

(イ) 委託業者の安全対策

(オ(イ)(a)から(r)(以下(a)から(r)という))

(a) データ媒体の紛失を防ぐための措置 (l)

(b) 必要最小限の従事者以外の者によるデータの外部への持ち出しを防止するための措置 (c), (h)

(c) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (f), (l), (g)

(d) 実施機関が委託業者の安全対策を確認できるようにするための措置 (a), (b), (d), (e)

(e) 作業時に不必要となった個人情報確実に廃棄するための措置 (k)

(f) 利用後にデータを確実に消去するための措置 (n)

(g) その他委託業者の安全対策を高めるための措置

(m), (o), (p), (q), (r)

(h) コンピュータウイルスによるデータの破壊を防止するための措置 (j)

(i) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 (i)

以上、個人情報を取り扱う場合については「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー<基本方針>」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」、「データの

保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

(5)条件

データの保護と秘密保持の仕様の内容について見直しを検討することを条件とする。

以 上

